

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○救急病院の認定 (医療政策・医師確保課)	2
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営支援課)	2
○平成25年度高知県臨時種畜検査の実施 (畜産振興課)	3
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	3
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	3
○道路の区域変更 (道 路 課)	3
◎告示 (指定金融機関等の名称、位置)の一部改正 (会計管理課)	4
◎告示 (高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定)の一部改正 (")	4
高知県公安委員会告示	
○告示 (指定講習機関の指定)の一部改正	4
○告示 (運転免許取得者教育の認定)の一部改正	4
入札公告	
○一般競争入札 (人工腎臓用透析装置の購入)の公告 (公営企業局 県立病院課)	4
落札公告	
○落札者等の公告 (警察本部装備施設課)	5

規 則

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月19日

高知県知事 尾崎 正直

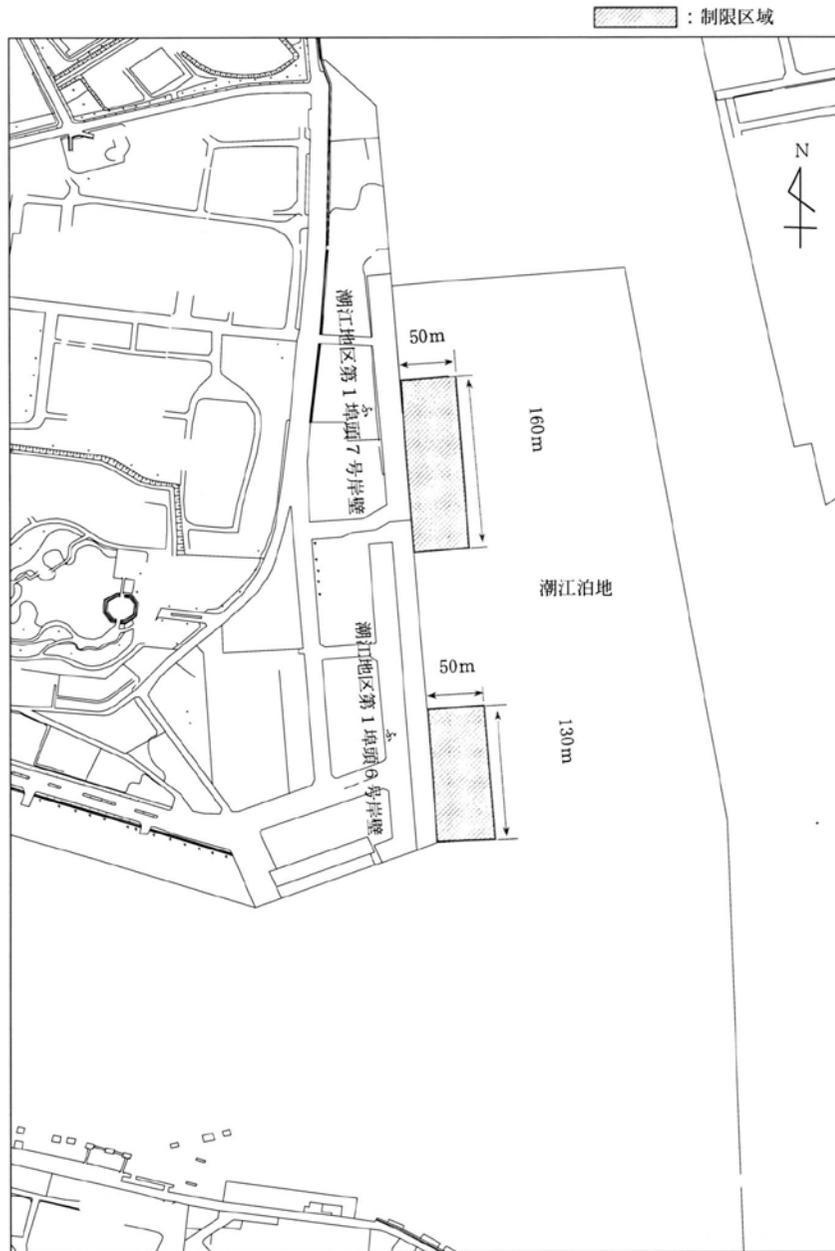
高知県規則第40号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県港湾施設管理条例施行規則 (昭和29年高知県規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1の表中「別図第1から別図第3まで」を「別図1から別図3まで」に、「別図第4から別図第6まで」を「別図4から別図6まで」に改め、同表の別図1を次のように改める。

別図1 高知港潮江泊地内の制限区域図



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年7月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第41号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項第1号中「別記第11号様式から」を「政令第154条第2項のその性質上納入の通知を必要としない歳入で、別記第11号様式から」に改める。

第29条第1項第3号中「武道館」を「武道館、弓道場」に改める。

別表第5中

その他	条例	自動車
		自動車以外
	その他	

を
「

その他		
-----	--	--

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第483号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成25年7月19日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
もみのき病院	高知市塚ノ原6番地	平25・8・1	平28・7・31

高知県告示第484号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」とい

う。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成25年7月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社宿毛スーパーマーケット 代表取締役 川添 良宏

(2) 届出者の住所

宿毛市長田町6番2号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エヴィ宿毛店
宿毛市長田町6番2号

(4) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社エヴィ	中村 彰宏	高知市北御座10-3
有限会社山本化粧品	山本 勝敬	宿毛市中央四丁目3-6

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社サニーマート	中村 彰宏	高知市知寄町二丁目1番37号
有限会社山本化粧品	山本 勝敬	宿毛市中央四丁目3-6

(5) 変更年月日

平成25年7月1日

(6) 変更理由

小売業者の入替えをするため

2 届出年月日

平成25年7月1日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第485号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号に規定する平成25年度高知県臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第2条第2項の規定により告示する。

平成25年7月19日

高知県知事 尾崎 正直

検査の場所		検査の期日
高岡郡佐川町	高知県畜産試験場	平成25年8月8日 午後2時から午後3時まで

備考 1 検査を受けなければならない種畜は、疾病その他やむを得ない事由によって平成25年度定期種畜検査を受けることができなかった家畜の雄であつて、県内において種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供するものとする。

2 検査の当日に提出しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 受検家畜の血統、能力及び経歴を証明する書類
- (2) 種付台帳又は家畜人工授精簿
- (3) 前年度に定期種畜検査を受検しているときは、その種畜証明書

高知県告示第486号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があつたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成25年7月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 解除予定に係る保安林の所在場所

吾川郡仁淀川町上名野川字カライケ1730の94、1730の95

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

林道用地とするため

高知県告示第487号

土佐市宇佐町宇佐及び高岡郡越知町鎌井田桑藪の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成25年7月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

- (1) 土佐市
- (2) 越知町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 土佐市宇佐町宇佐の一部
平成22年度及び平成23年度
- (2) 高岡郡越知町鎌井田桑藪の一部
平成22年度及び平成23年度

3 成果の名称

- (1) 土佐市地籍図及び地籍簿
- (2) 越知町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成25年7月19日

高知県告示第488号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年7月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年7月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 窪川船戸

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町桑ケ市字松浦1108番4から高岡郡津野町桑ケ市字下モ沢1248番まで	前	4.0	1,244
		28.2	
高岡郡津野町桑ケ市字松浦1110番2から高岡郡津野町桑ケ市	A	4.0	1,112

字下モ沢1261番3まで	後		60.9	
高岡郡津野町桑ケ市 字松浦1108番4から 高岡郡津野町桑ケ市 字下モ沢1248番まで	B		11.7 }	640
			37.3	

高知県告示第489号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、平成25年8月1日から施行する。

平成25年7月19日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 指定金融機関の表中

「〃 宇佐〃
〃 須崎〃」

を
「〃 宇佐代理店
〃 須崎支店」

に、
「〃 久礼支店
〃 佐川〃」

を
「〃 久礼〃
〃 佐川支店」

に改める。

高知県告示第490号

平成4年4月高知県告示第208号（高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定）の一部を次のように改正し、平成25年8月1日から施行する。

平成25年7月19日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 出先機関及び当該出先機関の取扱店の表中

「〃 宇佐支店」

を
「〃 宇佐代理店」

に改める。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第19号

平成9年3月高知県公安委員会告示第4号（指定講習機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年7月19日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

表中「美馬政之」を「信清敏男」に改める。

高知県公安委員会告示第20号

平成12年7月高知県公安委員会告示第9号（運転免許取得者教育の認定）の一部を次のように改正する。

平成25年7月19日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

表中「代表取締役 美馬 政之」を「代表取締役 信清 敏男」に改める。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年7月19日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量
人工腎臓用透析装置 一式

(2) 購入物品の特質等
入札説明書による。

(3) 納入期限
平成26年3月31日

(4) 納入場所
安芸市宝永町1番32号
高知県立あき総合病院

(5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成24～26年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物

品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。

(5) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0850
高知市丸ノ内一丁目7番52号
高知県公営企業局県立病院課
電話番号088-821-4920

(2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

平成25年7月19日（金）から同年8月2日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

平成25年7月19日午前9時から同年8月2日午後5時までの間に高知県公営企業局県立病院課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/610101/>）で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年9月3日（火）午前11時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成25年9月2日（月）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目4番1号 高知県庁北庁舎3階 第2会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

<p>日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）第6条、第22条及び第23条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成25年8月2日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県公営企業局長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法 契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成25年8月2日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Type of product required for purchase: Artificial kidney, blood purification system 1 set</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to</p>	<p>confirm suitability of the product: 5:00 P.M. on Friday 2 August 2013</p> <p>(3) Date and time for the submission of bid tender: 11:00 A.M. on Tuesday 3 September 2013 (bid tenders submitted by registered mail should be received by 5:00 P.M. on Monday 2 September 2013)</p> <p>(4) Contact: Prefectural Hospital Division, Public Enterprise Bureau, Kochi Prefectural Government 1-7-52 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-0850 Japan Tel: 088-821-4920</p> <p style="text-align: center;">----- 落 札 公 告 -----</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>平成25年7月19日 高知県警察本部長 小林 良樹</p> <p>1 落札に係る借入物品の名称及び数量 交通管制システム上位装置 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県警察本部警務部装備施設課 高知市丸ノ内二丁目4-30</p> <p>3 落札者を決定した日 平成25年6月24日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所 芙蓉総合リース株式会社高松支店 香川県高松市天神前10番1号</p> <p>5 落札金額 月額 192,150円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>7 政令第6条の公告をした日 平成25年5月10日</p>	
---	--	--